

PwC Tax Insight (No.01/2024)

タイ歳入局がピラー2の法律に関する パブリック・コメント用のドラフトを公表

Issued Date: 15 March 2024

タイ歳入局は、グローバルミニマム課税ルール(ピラー2)の法律に関する
パブリック・コメント用のドラフトを公表しました。

概要:

2024年3月1日、タイ歳入局は、タイにおけるグローバルミニマム課税ルール(ピラー2)に関する法律に関するパブリック・コメント用のドラフトを公表しました。本法案は、経済協力開発機構(OECD)によるグローバル税源浸食防止(Global Anti-Based Erosion、以下「GloBE」)ルールのガイダンスに忠実に従い発行したもので、当該規則で適用範囲に含まれるタイの納税者に対し適用される3つの課税メカニズムを含めることを提案しています。それらには、(i) 国内ミニマム課税(Domestic Minimum Top-up Tax、以下「DMTT」)、(ii) 所得合算ルール(Income Inclusion Rule、以下「IIR」)、(iii) 軽課税所得ルール(Undertaxed Payments Rule、以下「UTPR」)が該当します。

本法案の下では、連結売上高が年間7億5,000万ユーロを超える多国籍企業に対して、最低15%の実効税率まで課税がされます。実効税率はOECDのモデルルールに従い、国・地域ごとに計算されます。

詳細:

適用範囲

本法案は、タイに所在し、年間7億5,000万ユーロ以上に相当する連結売上高を有する多国籍企業グループに所属する事業体に対して適用されます。

OECDのモデルルールと同様に、政府機関、国際機関、非営利団体、年金基金、最終親会社である投資ファンド、およびその他法令で定める特定の法人は適用の対象外となります。

トップアップ税の決定

本法案では、国・地域の超過利益に対してトップアップ税率を適用することで税額を決定する国・地域ベースのトップアップ税が導入されています。これには、特別な事情から発生する追加的なトップアップ税を含める調整が含まれ、OECDのモデルルールに従った国・地域の適格国内ミニマムトップアップ税(Qualified Domestic Minimum Top-Up Tax、以下「QDMTT」)は除かれることになります。

国・地域のトップアップ税率は、最低税率の15%から国・地域の実効税率を差し引いて計算されます。国・地域の超過利益は、国・地域の純GloBE所得から実体ベースの所得控除額を差し引いて計算されます。本法案に基づいて規定された計算メカニズムは、トップアップ税額の決定における枠組みをOECDのモデルルールに従って規定しています。ただし、詳細な調整項目については今後の追加的に発行される省令で規定される予定です。

課税規定

タイで支払うトップアップ税には、以下が対象に含まれます。

- 多国籍企業グループに所属するタイの構成事業体が、タイで発生したトップアップ税に対して支払う DMTT
- タイ企業が直接または間接的に所有権を有する低税率の国・地域で発生する IIR に基づくトップアップ税で、タイの最終親会社、特定の場合にはタイの中間親会社や部分的被保有親事業体(partially-owned parent entity)が支払うもの
- 多国籍企業グループに所属するタイの構成事業体が支払う UTPR に基づくトップアップ税、即ち適格 IIR または QDMTT ルールの適用後に未回収となっている税額で、低税率の国・地域から多国籍企業グループに所属するタイの事業体に配分された金額

本法案では、多国籍企業グループに所属する構成事業体が複数タイに所在する場合、タイに割り当てられるトップアップ税は各構成事業体に配分されることになります。ただし、グループ全体の納税責任を負う単一の事業体を指定することも可能です。この際、割り当てられた事業体が支払いを滞納した場合、タイに所在するすべての構成事業体が連帯して未納税額を負担することになります。

申告納税手続

本法案によると、対象となる納税者は、会計年度から 15 ル月以内に、多国籍企業グループに関する詳細な情報の通知、GloBE 情報申告書、トップアップ税情報申告書の提出、およびトップアップ税の支払いを歳入局に対し行う必要があります。

納税者による誤った申告、あるいは申告に不備があると疑われる証拠や理由がある場合には、歳入局はトップアップ税申告書を提出した日から 5 年間は納税者に質問への回答を求める召喚状を発行でき、当該期間を 2 年延長することも可能です。トップアップ税の除斥期間は申告日から 10 年です。

トップアップ税の申告を誤った納税者は、不足税額に対して 100% の加算税を課され、無申告の場合には納税者は不足税額に対して 200% の加算税を課されます。さらに、納付の遅延や未納付は、所得税法における国内規定に従い、月あたり 1.5% の延滞税が課されます。

PwC の見解:

公表された法案は、概ね OECD のモデルルールに準拠していますが、タイにおける効果的な運用に影響を与える可能性のある詳細の一部が省略されています。特に留意すべき点は以下の通りです。

- 法案によると、トップアップ税は新しい法律の下で規定され、歳入法の一部として規定するものではありません。そのため、UTPR 適用のメカニズムは損金算入の否認として行われる可能性は低く、構成事業体にトップアップ税を課すことで調整を行う代替的なメカニズムとなることが予想されます。
- 法案によると、国内法の仕組みがモデルルールと整合するように規定しており、当該モデルルールは OECD モデルルール、OECD モデルルールに関するコメントリー、および包括的枠組みにより発行された運用指針を含むものと定義されています。
- 法案には UTPR の適用を遅らせる条項は含まれていないため、3 つの規定が成立した場合には、すべて同時に施行されることが予想されます。
- 経過措置やセーフハーバールールなどのモデルルールに基づくさまざまな仕組みを含め、GloBE ルールにおける調整の詳細については、法案ではまだ規定されていません。

重要な点として、法案には暫定的な施行日が明記されていません。しかし、2023 年 3 月 7 日に公表された事前の閣議決定によると、タイでは 2025 年 1 月 1 日に本規定を施行する可能性が高いと考えられます。タイに本社を置く多国籍企業グループまたは海外に本社を置く多国籍企業グループの所属であるかに関わらず、本法律の適用を受ける納税者は、タイの規定が今後組織に及ぼす影響を迅速に評価し、コンプライアンスの準拠に備える必要があります。

より詳しい情報、または個別案件への取り組みにつきましては下記担当者にご連絡ください。

PricewaterhouseCoopers (Tel) 0 2844 1000 / (Fax) 0 2286 2666



Paul Stitt
Orawan Phanitpojjamarn
Sukrit Srisakulchawla

日本企業部 (Direct Telephone)

魚住 篤志
(0 2844 1157/Mobile:08 18220338)
atsushi.uozumi@pwc.com

武部 純
(0 2844 1209/Mobile:08 48747425)
jun.takebe@pwc.com

中雄 俊和
(0 2844 1559/Mobile:06 25907638)
toshikazu.n.nakao@pwc.com

山島 達彦
(0 2844 1276/Mobile:06 32706830)
tatsuhiko.y.yamadori@pwc.com

武藤 慎也
(0 2844 1553/Mobile:06 25907619)
shinya.m.muto@pwc.com

福井 情美
(0 2844 1321)
motomi.fukui@pwc.com

* この日本語版レポートは日系企業の皆様を対象に英語版のオリジナルを翻訳したものです。英語版と日本語版との間に齟齬がある場合は英語版を優先します。また、タイ国における法令の改正動向等の情報提供を目的に発行されたものであり、全ての事例に対して適用されない場合があります。特定の案件につきましては、別途弊社までご相談下さい。弊事務所の許可なくこのレポートの全部又は一部を転載することを禁止します。ご不明の点がありましたら、弊事務所(電話番号:(662) 844-1000)までお問い合わせ下さい。

© 2024 PricewaterhouseCoopers Legal & Tax Consultants Ltd. All rights reserved. PwC refers to the Thailand member firm, and may sometimes refer to the PwC network. Each member firm is a separate legal entity. Please see www.pwc.com/structure for further details.

This content is for general information purposes only, and should not be used as a substitute for consultation with professional advisors.

At PwC, our purpose is to build trust in society and solve important problems. We're a network of firms in 151 countries with over 360,000 people who are committed to delivering quality in assurance, advisory and tax services. Find out more and tell us what matters to you by visiting us at www.pwc.com.